

手塚治虫マンガ電子図書館使用許諾同意書

ライセンス受託及びサービス提供元（IDC Asia pacific以下「甲」という。）と利用機関（以下「乙」という。）とは、甲にライセンスを許諾している会社（株式会社手塚プロダクション、以下「丙」という）が著作権を有する「手塚治虫マンガ電子図書館」に関するデータベースを、甲が開発したプラットフォームを介して乙に使用許諾することにつき、以下の通り同意書（以下「本同意書」という。）を締結する。

第1条（定義）

本同意書において、次の用語は次の意味を有するものとする。

- (1) 「本件データベース」とは、「手塚治虫マンガ電子図書館」に関するデータの集合であり、甲により検索及びブラウズ可能な状態に編集されたものをいう
- (2) 「本件プログラム」とは、本件データベースを使用するために作成されたViewerを含む電子ブック・プラットフォームをいう

第2条（使用許諾）

1. 甲は、乙に対し、本同意書に定める条件にて本件データベースを使用することを、非独占的に許諾する。
2. 甲は、乙に対し、本件データベースを使用するために、本件プログラムを使用することを非独占的に許諾する。
3. 乙は、本件データベースのロゴについては、甲より指定のあったイメージのみ利用することができるものとする。
4. 乙は、本件データベースについては、発注時に連絡した指定キャンパスでのみでの使用が許可されるものとする。
5. リモートアクセスについては、丙の許可なく、提供してはならないものとする。
5. 乙は、本件プログラム以外を用いて本件データベースを使用し、または不正の手段を用いて本件データベースにアクセスしてはならない。
6. 乙は、乙が図書館の利用者と認めたものに対して、サービスを提供することができるものとする。
7. 乙は、機関IPアドレスを介して、甲が管理するサーバに保管された本件データベースにインターネット通信回線を通じてアクセスし、使用することができる。
8. 乙は、本件データベースおよび本件プログラムを、逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリングの手法を用いて解析し、または複製、公衆送信等してはならない。
9. 乙は、本件データベースを印刷し、図書館相互貸借等で利用してはならない。
10. 本件データベースにアクセスするためのインターネット通信回線その他必要な設備は、全て乙の費用と責任において調達するものとする。

第3条（著作権その他の知的財産権の帰属）

本件データベースおよび本件プログラムの著作権その他の知的財産権は、全て甲に帰属し、また、キャラクターおよび漫画作品の著作権は丙に帰属するものとする。

第4条（譲渡等の禁止）

乙は、甲への書面による承諾なしに、本件データベースまたは本件プログラムを、第三者に再使用許諾し、本同意書に基づく使用権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第5条（保証）

甲は、本件データベースおよび本件プログラムについて、適正な保守管理を行うものとし、本件データベースを構成するデータが最新の状態に保たれるよう最大限の努力を行う。

2. 甲は、本件データベースを構成するデータの正確性、完全性または特定の目的に関する適合性については一切保証しない。
3. 甲は、本件データベースまたは本件プログラムの使用により、乙または第三者に損害が生じても、第7条に規定する場合を除き、かかる損害の賠償その他一切の責任を負わない。

第6条（第三者の権利主張）

乙による本件データベースまたは本件プログラムの利用に関し、第三者により、著作権その他の権利を侵害する旨の主張がなされたときは、かかる主張を受けた当事者は、相手方に対し、ただちにその内容を通知するとともに、対応を協議する。

2. 前項の第三者による主張が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、自己の費用と責任をもって問題の解決にあたるものとし、乙による本件データベースおよび本件プログラムの使用を継続しうよう努めなければならない。

第7条（損害賠償）

第三者による権利侵害の主張その他の事由に基づき、乙が本件データベースもしくは本件プログラムの使用を継続できなくなったとき、または、本件データベースもしくは本件プログラムの使用継続に重大な支障が生じたときは、甲は、乙から支払いを受けた年間の支払い金額の総額を上限として、乙に生じた損害を賠償するものとする。

2. 本件データベースまたは本件プログラムの使用に関する甲の損害賠償責任は、甲に故意または重大な過失がある場合を除き、前項の範囲に限られるものとする。

第8条（譲渡禁止）

乙は、甲の承諾なく本同意書に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

第9条（秘密保持義務）

乙は、本同意書に基づき甲から開示された本件データベースおよび本件プログラムに関する技術上の情報（以下「秘密情報」という。）についての秘密を保持し、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また開示目的以外に使用しない。

2. 乙は、業務上秘密情報を知る必要のある担当者以外の者に秘密情報を開示してはならない。
3. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て秘密情報を第三者または業務上秘密情報を知る必要のある担当者に秘密情報を開示する場合には、当該第三者、担当者に対して、本同意書と同様の秘密保持義務を負わせなければならない。
4. 前3項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報について、乙は秘密保持義務を負わない。
 - (1) 開示の時点で公知の情報
 - (2) 乙が当該情報の受領時に既知であったことを証明できる情報

(3) 乙が正当な開示権限を有する第三者から正当に入手した情報

(4) 開示後に乙の責めによらずして公知となった情報

5. 本条は、本同意書終了後も効力を有する。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、本同意書締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、ただちに本同意書を解除し、個別契約を解除することができる。

3. 前項の規定により、個別契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。

4. 第2項の規定により、個別契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第11条（侵害の排除）

乙は、第三者が本件データベースまたは本件プログラムに関する甲の権利を侵害または侵害するおそれがあることを知ったときは、ただちにその旨を甲に通知し、侵害の排除または予防のために甲に協力するものとする。

第12条（解除）

甲又は乙に、以下の各号の事由が生じたときには、相手方に対して書面にてその行為の中止、又は是正を求めることができ、相手方がかかる書面を受領した日より、30日以内に行為の中止又は是正がなされない場合、本同意書を解除し、個別契約を解除することができる。

(1) 同意書及びこれに基づく約定に違反し、同意書に定める義務を履行しないとき

(2) 同意書の履行に関し、虚偽の報告を行ったとき

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の1つ以上に該当した場合、直ちに本同意書を解除し、個別契約を解除できるものとする。

(1) 第三者から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(3) 破産、再生手続、会社更生、特別清算手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てを行ったとき

(4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形又は小切手が不渡りになったとき

(5) 銀行取引停止処分を受けたとき

(6) 相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき

(7) 経営状態が悪化する等、相手方において取引を継続しがたい相当の事由があるとき

(8) 監督官庁から営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

(9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

(10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

3. 前項の場合、個別契約を解除された当事者は、解除をした当事者が被った損害の一切を賠償するものとする。

第13条（期限の利益の喪失）

当事者の一方が本同意書に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

2 当事者の一方に前条第1項及び第2項各号のいずれかの事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第14条（有効期間）

本同意書の有効期間は、個別契約締結の日から1年とする。ただし、甲乙いずれも異議の申し出がないときは、さらに1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第15条（不可抗力）

戦争、テロ行為、暴動、天変地変、疫病、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、光ケーブル等輸送の事故、その他の不可抗力により、個別契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、互いに最大限努力した上で甲又は乙は速やかに相手方に通知するものとし、かつ甲又は乙は互いにその責任を負わない。

第16条（準拠法・合意管轄）

本同意書は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2. 本同意書に関する法的紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本同意書に定めのない事項、本同意書の解釈について疑義が生じたときおよび本同意書の変更については、甲および乙は信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図る。

第18条（本同意書の変更）

甲は、本同意書を変更する必要がある場合には、民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき、本同意書を変更することができます。本同意書を変更する場合、甲は、その効力発生日を定め、効力発生日までに、電子メールの送信その他の方法により以下の事項を周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生日

2023年6月1日